

2023年7月号

vol. 93

少年院・少年鑑別所
法務教官・矯正心理専門職
仙台矯正管区少年施設広報誌

はばたき

巻頭言

仙台少年鑑別所長

清水 大輔

「少年」鑑別所・
法務「少年」支援センターの現在



CHAPTER1 東北少年院

被害者心情理解指導
「僕のメッセージ」

CHAPTER2 青葉女子学園

園内における社会貢献活動

CHAPTER3 青森少年鑑別所

様々な面接技法を生かした
地域援助の取組

CHAPTER4 秋田少年鑑別所

現役法務教官による
薬物乱用防止教室

CHAPTER5 福島少年鑑別所

健全な育成のための支援の
充実に向けた取組

再犯・再非行防止等に向けた

少年院 少年鑑別所 の取組

Juvenile Training School
Juvenile Classification Home
Sendai Regional Correction Headquarters



2023

INTRODUCTION

仙台少年鑑別所長
清水 大輔

「少年」鑑別所・

法務「少年」支援センターの現在

少年鑑別所は、その名のとおり少年はもとより成人（成人）も対象に業務を行っています。

特に、少年鑑別所誕生以来のエポックである少年鑑別所法（平成26年法律第59号）の施行により、従来の一般少年鑑別を一層拡充し、鑑別と観護と並ぶ主要業務となった地域援助においては、成人の方々を対象とした援助を行うことも「当たり前」となっています。取り分け、検察庁から、いわゆる入り口支援の要否等に関連して行う認知症のスクリーニング検査においては、高齢者の方がその対象となっており、法務少年支援センターとは名ばかり、既に成人（成人）になられた方々にも援助の手を差し伸べているのが、本論のタイトルで少年を「少年」とした所以です。

さて、私たちが対象とする方々に焦点を当てたとき、少年鑑別所が事実上「少年」鑑別所となり、法務少年支援センターが法務「少年」支援センターになっていることは、更に広がり続けています。

昨年4月1日に施行された少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）においては、民法の改正により成年となった18歳、19歳の方々を特定少年として、引き続き、少年鑑別所における鑑別及び観護の対象としています。

しかし、少年鑑別所の実務の場では、従来の年長少年が、特定少年とされたことに伴う変化はさほど大きなものではありません。

細かく見ると、鑑別においては、原則として検察官に送致するとされている事件が増えたことや、裁判官の行う犯情の軽重を超えない範囲がいかほどであるのかに留意するようになっていますが、鑑別の進め方そのものには特段の変化はありません。

他方、観護においては、選挙権の行使、成年としての

信用や契約、結婚など、少年から成年になることで生じる権利や義務についての資料を作成し、閲読や在所者からの求めに基づいて職員が説明を行うようになるなどの変化は生じていますが、こちらもおおむね円滑に導入され、それから約1年と少しの期間、安定的に実施できるようになっています。

少年鑑別所・法務少年支援センターと成人（成人）との関わりは、まだまだ続きます。

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、仮釈放者や保護観察付執行猶予者等の成年である保護観察対象者も鑑別対象者に加えられることが近時、施行されます。このことを皮切りに、同法により、受刑者をも鑑別の対象者とするところとされており、一連の制度が整った際の少年鑑別所・法務少年支援センターは、少年の専門機関ではあるけれど、少年の非行のみならず犯罪のあるあらゆる年代の方々を対象とする専門機関に変貌を遂げており、広がり、高まる期待にしっかりと応えていく、こそが私たちの使命となっています。

本誌を手にとられた皆さん。

少年鑑別所は、非行及び犯罪の専門機関としての活躍の場を大きく広げています。関係機関の方々はもとより、法務少年支援センターにおいては、非行や犯罪の問題でお困りの方からの相談にも幅広く応じております。

ここ数年、新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、少年鑑別所へ足を運んでいたのの見学や非行の現状などをお断りすることも多かったと思います。しかし、新型コロナウイルスもようやく落ち着きを見せ始めた今、実際に少年鑑別所・法務少年支援センターに足を運んでいただくのの見学等の受付を再開しています。

昭和24年（1949年）に生まれてこの方、大きく成長しようとしている少年鑑別所・法務少年支援センターをその目で確かめてみませんか？

歓迎いたします。

被害者心情理解指導

僕のメッセージ



「僕のメッセージ」は、東北少年院で毎月実施している「犯罪被害者の手記」を題材とした「読書感想発表会」です。少年たちは、

手記を読み、他の少年や教官、保護者の前で発表することによって、二度と同じ過ちを繰り返さない決意を固めます。

ある少年の「僕のメッセージ」から抜粋

「僕はこれまで、被害者の気持ちを表面的にしか考えていませんでした。この本を読んで、被害者の経験を知り、犯罪者の勝手な行動で人生が変わってしまう怖さを感じました。自分はどんなに困難な状況でもこの手記にあるような犯罪は行いません。自分の被害者と向き合い、被害者に対して与えた影響と責任について改めて考え直し、過去の失敗を繰り返さないよう内省を深めていくと共に、被害者に対して適切な謝罪、弁済の方法を具体化させ、必ず実行したいと思います。」



僕のメッセージとは？

「僕のメッセージ」の題材となる「犯罪被害者の手記」は、東北少年院の各寮に備え付けられている本の中から、少年と担当教官が相談しながら選定します。自分の非行と同じような事件の手記を選ぶ少年もいれば、まったく異なる事件の手記を選ぶ少年もいます。「僕のメッセージ」では、2000字ほどにまとめた思いをすべてを暗記して発表しますが、発表原稿が完成するまで、何度も何度も書き直し、担当教官と一緒に、犯罪被害者の方の気持ちに少しでも近づけるよう努めています。また、原稿を暗記する過程で、手記の中の被害者の方の気持ちだけでなく、自分の事件で被害を受けた方々の気持ちにも真摯に思いを巡らせていきます。

「僕のメッセージ」は、少年院生活のちょうど折り返し地点で発表します。少年たちは入院してから日々の生活の中で、これまでの生活や行動を反省しながら過ごしますが、この発表でさらに自分の行動が深い悲しみや苦しみを生み出してしまった事実と直面することになります。そして、教官の指導を受け、自分の更生を援助してくれる保護者や協力者の力を得ながら、少年たちは新たな人生に向け再び歩み出します。

社会貢献活動

少年院の中からボランティア!?

社会貢献活動について

少年院では、情操を豊かにし、自主、自律及び協同の精神を養うことを目的として特別活動指導を行っており、その一環として社会貢献活動を実施しています。

当園では、ボランティア団体の協力を受けて、園内でできる作業をいくつかいただいて活動を行っています。定期的に行っているものとしては、フードパントリーで配布してもらうための米の仕分け作業があります。その他に昨年度は地域活性化のイベントで使用する折り鶴飾りの作成、ひまわりの種プロジェクトへの参加、高齢者施設へのひぎ掛けの寄贈、フードパントリーで配布する食料品に同封するグリーティングカードの作成などの活動を行いました。

活動を通しての園生の変化

フードパントリーの活動の中で、当園で行っている米の仕分けが、どのように役に立っているかについて、教えていただく機会を設けたところ、職員からは伝えきれない、受け取ってくださる方の状況などを伝えていただき、自分たちの活動が社会で役に立っているということの実感が湧いたようでした。活動をとおして相手の気持ちや立場を想像し、思いやる気持ちが育まれているように感じました。



園生の感想

社会貢献活動について感想を尋ねると、「楽しい」という答えが返ってきます。園生は作業自体も楽しく取り組んでいるようですが、自分たちの活動の成果によって喜んでくれる人がいると思えることが、楽しいと感じられる理由であると話す園生がほとんどです。

私たちの分けたお米がいつもどこに行ってるんだろうって思ってたんですが、こうして沢山の人の助けになっていると聞き、うれしいです。

グリーティングカードやお米を受け取る人の顔を想像すると、うれしい。

私も（出院後に）何かボランティア活動をしてみたいなって思いました。



様々な面接技法を応用

対話から学びます

薬物乱用防止教室は、多くの学校で実施されており、当所は地域援助業務の一環として、同教室に講師を派遣してきました。学校からの要望を受けて、グループワークを取り入れた働き掛けを行いましたので紹介します。

グループワークについて

毎年のように派遣依頼がある学校から、講義形式では落ち着いて話を聞くことができそうにない生徒がいるが、そのような生徒にこそ内容をきちんと理解してもらいたいという相談があり、グループワークを取り入れることになりました。

まず、導入のワークとして、三人一組となって、話をする役割、話を聞く役割、話を聞いている人を観察する役割を体験してもらいました。話をする役割の人には、「好きな食べ物」について1分程度話してもらい、話を聞く役割の人には、しっかりと話を聞く練習をしようと呼びかけます。話す役割の人は、好きな食べ物のことですから、とても楽しそうに話し、話を聞く人も



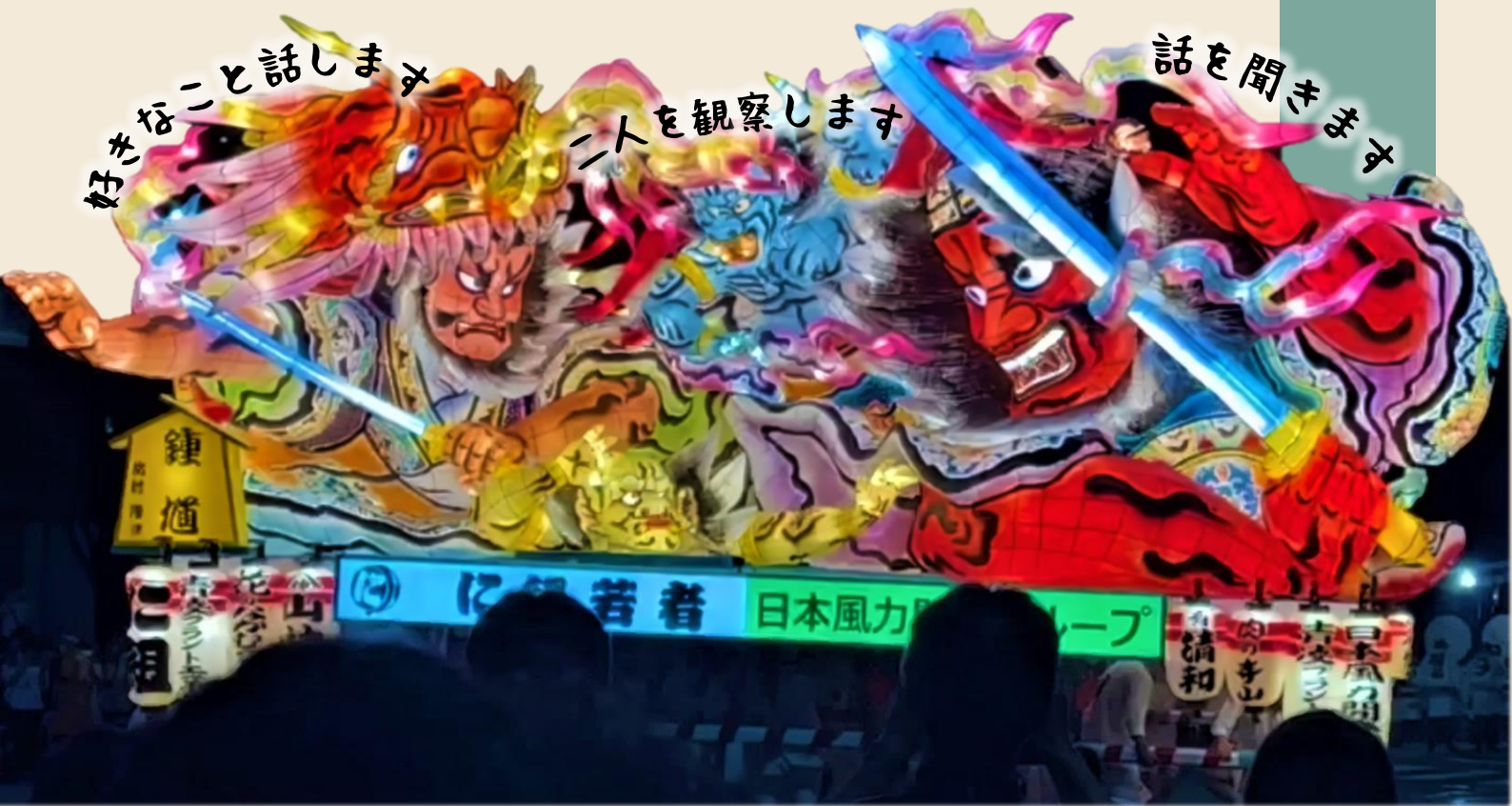
楽しそうに聞いています。

このワークは、話を聞いている人を観察する役割にとっても意味があります。1分間の話が終わったら、その話を聞いている人の様子をじっくりと観察した観察者に、どんなところが良かったかを伝えてもらいました。話を聞く様子を観察する体験は新鮮な様子で、そこで気付いたことをうれしそうに伝えている様子があちらこちらで見られました。

この3つの役割をすべて体験してもらい、場の雰囲気が生きて生きとしてきたところで、薬物に関連するテーマで対話を重ねました。生徒の参加態度は非常に良好で、各自がよく考えている様子が見受けられました。

矯正施設では、対話を通して自らが学びや気付きを得るような働き掛けを日々積み重ねています。

「薬物を使用してはいけない」というメッセージを伝えることも重要ですが、生徒同士が対話を通して得るものもまた大きいということを再認識しました。



好きなこと話します

二人を観察します

話を聞きます

教室に参加した 児童生徒の反応

薬物の怖さを知ることができました。少年院に入ってしまった人達は、もともと全員悪い人達ではないと知ったと同時に、絶対に乱用しないという意思の強さの重要性についても、考えることができました。



中学3年生女子 感想文

薬物というのは今まで遠いものだと思っていたけれど、思ったより近い存在だと認識できました。



中学3年生男子 感想文

今年度第1回目となる薬物乱用防止教室を中学3年生158名に対して実施しました。薬物が身近にあるということなどをどのように伝え、身近に迫ってきたときに薬物乱用防止教室のことを思い出してストッパーとなることができるのかと、模索しています。試行錯誤の中の1回目の薬物乱用防止教室でしたが、メモを取りながら熱心な様子で生徒たちが話を聞いてくれました。生徒だけが薬

物の危険性や知識を深めるだけでなく、未成熟な生徒にとって身近に、寄り添い、模範となる大人の存在は必須です。生徒のみならず、地域で子供たちを支えられるよう地域社会と連携できるよう薬物乱用防止教室を発展させていきたいと思っています。現在各学校から薬物乱用防止教室の依頼が届いており、ブラッシュアップしてより生徒の心に届くよう努めていきたいと思っています。

薬物乱用防止教室

現役法務教官による

当所では、法教育の一環として秋田県内の各学校で薬物乱用防止教室を実施しています。令和元年から始まり、昨年度は23回実施することができました。法教育を通じて、非行・犯罪を防止することへの理解や関心が深まるとともに、健全な社会人への成長につながる一助になればと思っています。

薬物乱用防止教室とは

各学校に在籍する児童生徒に対して、薬物乱用の現状や心身への弊害などを身近な問題と捉え、薬物の誘惑に対する対処法を身につけてもらうために実施しています。また、矯正職員として経験したことを踏まえて、各校に合った講話内容としています。



健全な育成のための

支援

の充実に向けた取組

一般教養や社会常識を習得することをねらいとして、在所者に対する健全な育成のための支援「健全育成支援」を実施してきましたが、近時の社会情勢等を踏まえ、新しい講座を開設し実施しており、その取組を紹介します。

各種講座について

食生活や健康といった、生活に身近なテーマから、インターネット、働き方として子育てなど、若い世代にとって関心が高いと思われるテーマまで全12講座を開設しています。以前は、講座内容をイメージしづらいこともあったが、受講希望者が少ない傾向にありましたが、各講座の特色を写真やイラストを多く盛り込む形でコンパクトにまとめたパンフレットを新たに作成して、参加希望アンケートとともに配布するよう工夫したところ、参加希望が増えてきました。講座への参加はあくまで任意ですが、在所者それぞれに支援に対する潜在的なニーズがうかがえる結果となりました。



講座受講者の反応

受講者の感想文にもあるように、講座の受講が、自身の内面を振り返るきっかけにもなっているようです。また、特に就業は健全な社会生活を支える基盤であり、仕事への定着は、犯罪や非行の抑止要因ですので、新たに外部から講師を招くこととし、仕事をする上での心構え、基本知識の付与をしていただいています。

「講話の中で、女性は妊娠するとホルモンバランスが崩れ、苛立ちやすくなることを学び、それを知らずに彼女に暴力を振るった自分が憎くなりました。」



子育て講座受講者 感想文

成人年齢の引き下げや高度情報化社会の進展といった、近時の社会情勢を踏まえた支援ができるよう随時、見直しや更新を行うことが大切と考えており、健全育成支援を通じて、在所者が非行のない健全な生活を歩んでいくよう今後とも各種講座の充実化を図ってまいります。

少年院の行事予定

(令和5年7月～12月)



仙台矯正管区マスコットキャラクター
管くまちゃん

盛岡少年院



- 7月 プール開き
- 8月 盆法要、納涼祭、水泳記録会
- 9月 彼岸法要
- 10月 賢治祭(文化祭)
- 11月 収穫感謝祭
- 12月 BBSクリスマス会

東北少年院



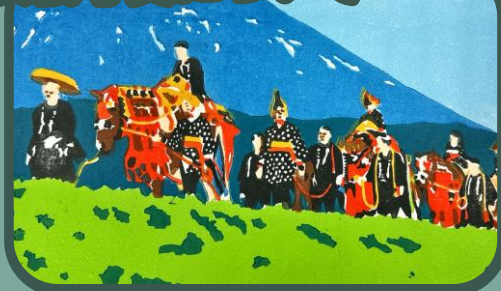
- 7月 登山(短期処遇)
- 8月 七夕飾り、夏祭り、水泳記録会
- 9月 おはぎ会、彼岸会法要
- 10月 運動会
- 11月 芋煮会
- 12月 クリスマス会

青葉女子学園



- 7月 おはぎ特別訪問、神社奉仕作業
- 8月 七夕祭り、盆踊り、盆法要、読書感想文発表会
- 9月 観月会
- 11月 学園祭、神社奉仕作業
- 12月 クリスマス会

表紙写真について



表紙には、盛岡少年院の版画作品を掲載しています。毎年同院では、職業指導の一環として行っている版画指導で、在院者が作成した作品から、版画カレンダーを制作しています。今年のカレンダーは「東北のまつり2023」。本号には、岩手県盛岡市と滝沢市で開催される祭事「チャグチャグ馬コ」を題材にした版画作品を掲載しました。

バックナンバー



過去の記事は下記ホームページに掲載中！
今すぐ検索！QRコードはこちらから！→

🔍 仙台矯正管区



仙台矯正管区フロントページ
https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00002

監修
仙台矯正管区第三部
〒984-1082
仙台市若林区古城3-123-1
022-128610178
仙台矯正管区第三部長 工藤 弘人
発行日
令和5年7月